

京都府ホームページリニューアル及びコンテンツマネジメントシステム導入業務委託に関する質問・回答

通番	該当資料	項目	質問内容	回答内容
1	企画提案書作成要領1(3)	企画提案書の様式について	「原則としてA4判の用紙を用いること。ただし、図表については、必要により、A3判の用紙をA4判に折り込むことも可とする」とあるが、A4判であれば横版・縦版どちらの様式でもよいか。	横版・縦版どちらの様式でも結構です。
2	企画提案書作成要領1(3)	企画提案書のページ数について	「表紙及び目次等を除いた実質的なページ数を、最大でも30ページ程度とし、通し番号を記載すること（価格提案関係除く。）」とあるが、「概要」と「経費見積」の内容はページ数に含まず30ページ以内という認識でよいか。また、A3判の用紙を使用した場合は、1ページ換算でよいか。	「概要」と「経費見積」の内容はページ数に含まずに作成ください。 ページ数は30ページ以内とするものではありません。A3判の用紙を使用した場合も1ページとして換算します。
3	企画提案書作成要領1(4)	企画提案書の概要の様式について	A4判であれば横版・縦版どちらの様式でもよいか。	横版・縦版どちらの様式でも結構です。
4	企画提案書作成要領1(7)、 2	企画提案書の記載項目について	「「仕様書」に記載の各項目についてすべて記述するとともに、以下の項目についても記述すること」とあるが、当該作成要領のこの項目に記載のない仕様書の内容については、任意に項目を立てて記載するという認識でよいか。たとえば、この項目内には、仕様書に記載の「(2) サイト設計」や「(3) デザイン」についての記載がないが、当該作成要領に記載の「(1) 提案者の認識」と「(2) 業務体制等」の間に、任意で項目を立てて入れ込む等、当該作成要領の項目が前後しても問題ないか。	仕様書及び当該作成要領に掲げる項目を網羅するものであれば、任意で項目を立てて入れ込む等、当該作成要領の項目が前後しても問題ありません。

京都府ホームページリニューアル及びコンテンツマネジメントシステム導入業務委託に関する質問・回答

通番	該当資料	項目	質問内容	回答内容
5	提出書類一覧1、3	委任状の様式について	「企画提案書提出者」と「直接取引を希望する支店等」が異なる場合、委任状の提出が必要かと思うが、指定の書式はあるか。ない場合は、任意の書式による提出で問題ないか。	所定の様式はございません。任意の様式による提出に問題ありません。
6	提出書類一覧3以降	営業経歴書等の書類作成について	共同提案として参加申請する場合、提案書類一覧3（営業経歴書）以降の各種書類については、代表構成員のみが、自社の情報を記載して提出するということで問題ないか。	問題ありません。
7	業務仕様書3. (2)	対象となるページについて	京都府警察及び京都府議会のページは、京都府ホームページの中でもデザインやスタイルが通常のページと異なるが、リニューアルの対象となるものか。	リニューアルの対象になります。
8	業務仕様書6. (3) ②	特別なデザイン・テンプレートの作成について	「上記で決定したトップページに合わせた本文用のテンプレート、ライブラリ、スタイルデザインを作成すること」とあるが、トップページと全く異なったサイトのテンプレートを作成する必要はあるか。	トップページと全く異なったサイトのテンプレートを作成する必要はありません。ただし、京都府警察及び京都府議会のテンプレートについては、それぞれのトップページにあわせたデザインで作成する必要があります。
9	業務仕様書6. (7)	W3Cエラー、miCheckerの問題が現状発生しているかどうかについて	「既存データの取り込みに関しては下記を遵守すること。 ・ W3C の Markup Validation Service にてエラーが無いこと ・ 総務省 アクセシビリティ評価ツール miChecker にて問題が無いこと」とあるが、現状において、各ページにこれらのエラーや問題は存在しているか。あるいは、それらの調査に関しても業務に含まれているということか。	現状において、エラーや問題は発生していません。本業務においては、Markup Validation Service及びmiCheckerに準拠したホームページの作成を求めるものであり、既存コンテンツの各ページにエラーや問題がないかどうかを調査することは含まれていません。
10	業務仕様書7.	緊急時の来庁について	「上記時間内における緊急性の高い障害発生時には1時間以内に来庁し、調査を行い対処すること」とあるが、自社においては、多くの県庁の保守、メンテナンス及び緊急時対応をリモートにて行っているところである。来庁での対応は必須となるか。	緊急時の対応に関しては、双方協議の上でその方針を決定いたします。本府ではリモートでcmsサーバーにアクセスできないため来庁での対応が必須となります。